

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2024年9月17日	
【会社名】	J M A C S 株式会社	
【英訳名】	JMACS Japan Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植村 剛嗣	
【本店の所在の場所】	兵庫県加東市森尾127番1	
【電話番号】	0795-46-1697	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 植村 瑠美	
【最寄りの連絡場所】	兵庫県加東市森尾127番1	
【電話番号】	0795-46-1697	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 植村 瑠美	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	580,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2024年9月17日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,100,000	580,800,000	290,400,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,100,000	580,800,000	290,400,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は290,400,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
528	264	100株	2024年10月3日（木）	-	2024年10月3日（木）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、総数引受契約の締結後、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないうこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
J M A C S 株式会社	兵庫県加東市森尾127番1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 大東支店	大阪府東大阪市鴻池本町1-1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
580,800,000	10,000,000	570,800,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、変更登記費用、その他手数料等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額570百万円につきましては、以下の内容に充当する予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
物流棟の建て替えに係る費用	570百万円	2024年11月～2026年2月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(本第三者割当の目的)

当社は1965年に設立し、創業より弱電用電線の製造販売を行ってまいりました。社是に「良い製品を、廉価に、早く、社会に供給し、顧客の信頼を得る」を掲げ、「スピードと技術のJMACS」というモットーの元、小ロット・多品種・短納期という企業風土を構築し、ニッチな分野に貢献する電線メーカーとして創業60周年の節目を迎えました。草創期に創業の地である神戸から大阪へ拠点を移し多数の工場を増設していく中で、2021年に再び兵庫県へ本社を移動したうえで拠点を集約し、製造・出荷・販売までを一貫して同一の事業所内で対応することでさらに時代のニーズにマッチした製品とサービスを提供すべく事業に邁進してまいりました。

この結果、2024年2月期の売上高は5,343百万円、営業利益79百万円、経常利益137百万円、当期純利益71百万円となり、また、2025年2月期第1四半期累計期間の売上高は1,190百万円、営業利益42百万円、経常利益54百万円、四半期純利益80百万円となりました。

このような中、近年、電線の原材料である銅や塩化ビニル（注：一般的な合成樹脂（プラスチック）材料で、熱可塑性樹脂のこと。）の価格の高騰に見舞われる中、銅建値に応じた顧客への価格転嫁により、その影響は最小限に留めているものの、さらに運送費や人件費も高騰していることからコストの大幅な軽減は見込めず、品質改善や価格改定、新たな製品開発への挑戦など、生き残りをかけ、差別化に取り組んでおります。

また、昨今では電線業界の事業再編の動きも活発であり、競合他社はM&A等により企業価値を向上させ年々競争力を高めています。当社がこのような他社に対抗し企業価値を高めていくためには、独創性を持って利益を確保し、今後も高品質な製品をスピードをもって社会に供給し続ける必要があると考えております。そのためには、当社として、既存製品について、生産性の効率化、高品質維持のための設備投資による盤石な経営基盤の強化を図ることが最優先課題と考えております。

かかる観点で、当社は、近年積極的に設備投資に取り組んでおり、2021年には兵庫県加東市の本社敷地内に本部棟を新設、2022年には公道を挟んだ工場立地の利便性向上のため既存工場・土地の売却、また、2023年には本社棟と2号棟を新設し生産性向上に努めてまいりました。

一方で、本社敷地内の物流棟は、2015年に前所有者から取得し、改築を行って使用してまいりましたが、近年、複数個所で雨漏りが発生する等の老朽化が目立ち、「高品質」「スピード」の製造出荷環境に支障をきたしかねない状況です。また、物流棟の壁部分にはアスベストも検出されております。部分修繕での対応も検討しましたが、今後も老朽化は止められず、その都度修繕を重ねていく場合には結果として継続的に多額の費用が必要となり、修繕の度に図面調査や工事等のために多くの時間を要するうえ、安全面も確保できないと考えられることから、部分修繕は適切ではないと考えております。出荷スペースの拡充を含む増産に耐えられる出荷体制の整備も急務と考えております。

以上より、老朽化への対応及び増産に耐えられる出荷体制の整備の必要性並びにそれらの緊急性の高さを考慮すると、部分修繕ではなく、物流棟の建て替えを行うことが最善であると判断しました。物流棟の建て替えにより、作業効率の向上、運搬業務の効率化、品質の安全性の向上が見込まれ、スピードと技術をもってお客様へ商品を提供するという当社の強みをより強化することが可能となります。また、労働環境の大幅な改善も図れることから、近年厳しさを増す人材確保にも有効と考えております。

当社としては、本第三者割当により調達した資金を、物流棟の建て替えに係る費用に充当することで、売上の増加や収益率の向上にも繋がり、将来にわたり持続的な成長を遂げるためのROE向上にも寄与することが見込まれ、さらなる企業価値の向上が可能になると考えております。

（手取金の使途）

上記（本第三者割当の目的）のとおり、当社の中核事業は、電線事業であるところ、本社敷地内の物流棟は、既に老朽化が進んでおり、老朽化への対応や増産に耐えられる出荷体制の整備の観点から物流棟の建て替えが必要となっております。かかる物流棟の建て替え及びそれに係る付帯工事（電気設備及び機械設備の工事を含みます。）等の設備投資に、現時点で約17億円を要する計画であり、2024年11月頃の着手金の支払いを始めとして段階的に支出していく想定です。本第三者割当により調達する資金を、上記設備投資に係る費用の一部に充当することを予定しております。残りの必要資金については、銀行からのシンジケートローンによる借入れ又は自己資金によって充当する予定です。当社としては、物流棟の建て替えに要する資金の調達に当たっては、当社の財務体質の強化と経営の効率化の確保の観点も踏まえ、金融機関等からの借入れといった負債性の資金調達のみではなく、株式の発行による資金調達も行うべきであると判断し、本第三者割当を実施する次第ですが、既存株主への希薄化への影響の程度も考慮し、必要資金の全てを本第三者割当により調達するのではなく、上記差引手取概算額570百万円の調達に留めつつ、残りは基本的には銀行からのシンジケートローンによる借入れで賄うことを想定しております。更に最終的に上記設備投資に要する資金が現時点の計画より上振れた場合には、自己資金による充当も検討する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	日電ホールディングス株式会社
本店の所在地	兵庫県西宮市甲子園口一丁目14番24号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 植村 剛嗣
資本金	100万円（2024年9月17日現在）
事業の内容	有価証券の保有・売買、不動産の賃貸
主たる出資者及びその出資比率	植村 剛嗣 10% 植村 瑠美 90%

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	日電ホールディングス株式会社は、当社普通株式538,700株（11.48%）を保有しております。
人事関係	日電ホールディングス株式会社の代表取締役である植村剛嗣及び取締役である植村瑠美は、それぞれ当社の代表取締役社長及び専務取締役であります。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日（2024年9月17日）現在のものです。

c．割当予定先の選定理由

日電ホールディングス株式会社（以下「日電ホールディングス」といいます。）は、当社の筆頭株主であり、また当社の代表取締役社長である植村剛嗣及び専務取締役である植村瑠美の資産管理会社であります。同氏は当社の創業家の一員でもあるところ、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等の当社の状況を深く理解している日電ホールディングスを割当先とすることで、これまで以上に長期的視野に立った企業価値向上を目指した経営を重視することが可能となり、株主の皆様との価値共有が一層促され、当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資すると考えられるため、今後も同氏らによる中長期的な経営支援・事業支援を含めた経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えております。以上の理由により、日電ホールディングスを本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,100,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により取得する当社株式を現時点では中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日電ホールディングスから、本第三者割当に係る払込みに要する資金は金融機関からの借入れを原資として調達する旨の報告を受けており、また、日電ホールディングスが本第三者割当を引き受けるにあたり融資を受ける予定の金融機関の融資証明書の写しをもって確認したことにより、本第三者割当に係る払込みに要する資金等の状況に問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、当社の代表取締役社長である植村剛嗣から、日電ホールディングスは、同氏が代表取締役を兼務する同氏及びその親族の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、日電ホールディングスが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しています。さらに、株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田寿次）から、日電ホールディングス並びにその役員及び株主による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。以上に基づき、日電ホールディングス並びにその役員及び株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本第三者割当において発行される当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）には譲渡制限は付されておられません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価格は、割当予定先である日電ホールディングスとの協議を経て、本新株式の発行に係る2024年9月17日付の取締役会決議日の直前営業日（2024年9月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である528円といたしました。

当社が取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格としたのは、当社の企業価値を最も合理的に反映していると考えられる当社普通株式の市場価格を基準に決定しており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の発行価格は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価格であるべきこととされているため、この発行価格は合理的であると認識しております。

なお、当該発行価格は取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値平均値540円（円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ）に対して2.22%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、終値平均値に対するディスカウント率の数値の算出について同じ）、取締役会決議日の直前営業日までの直近3か月間の終値平均値553円に対して4.52%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの直近6か月間の終値平均値543円に対して2.76%のディスカウントとなっております。

また、本新株式の発行価格の決定にあたっては、当社監査等委員会より、上記記載と同様の理由により当該発行価格の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な発行価格には該当せず、当該発行価格は適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における新規発行株式数は1,100,000株（議決権数11,000個）であり、2024年8月31日現在の当社発行済株式総数4,691,555株の23.45%（小数点第三位を四捨五入）、2024年8月31日現在の当社議決権総数45,214個に対し24.33%（小数点第三位を四捨五入）の割合で希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、当社の売上の増加や収益率の向上に繋がり、中長期的な視点から今後の当社の企業価値向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。以上より、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日電ホールディングス株式会社	兵庫県西宮市甲子園口1丁目14番24号	538	11.91	1,638	29.15
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	505	11.18	505	9.00
青木 さち子	大阪府交野市	311	6.88	311	5.53
泉州電業株式会社	大阪府吹田市南金田1丁目4番21号	229	5.08	229	4.09
昭和化成工業株式会社	埼玉県羽生市小松台1丁目603番29	152	3.37	152	2.71
リケンテクノス株式会社	東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地	132	2.94	132	2.36
因幡電機産業株式会社	大阪市西区立売堀4丁目11番14号	129	2.86	129	2.30
植村 瑠美	兵庫県西宮市	125	2.78	125	2.24
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	77	1.72	77	1.38
浦名 榮次郎	大阪府岸和田市	75	1.66	75	1.33
計	-	2,278	50.38	3,378	60.09

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年8月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数45,214個に、本第三者割当増資により増加する株式の数に係る議決権数11,000個を加えた数を分母として算出しております。

4. 2024年8月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、本多敏行氏が2024年8月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当該報告書において、その保有株式533,700株の大半である506,000株を信用取引により保有している旨の記載があったため、当社が当該報告書の取得資金欄に記載されている証券会社のうち最も多額の取得資金の提供主体として記載されている野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して本多氏が実質的に所有する議決権数について問い合わせたところ、当該報告書において本多氏が保有するとされる当社株式のうち野村證券の関与する信用取引に相当する部分の議決権は実質的にも野村證券が有している旨の回答を受けました。そして、当社においても、2024年8月31日現在の株主名簿により野村證券の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権の割合が上表のとおりであることが確認できたことから、本多敏行氏を上記大株主の状況に含めることはしておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
本多 敏行	東京都中央区	533,700	11.38

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第60期、提出日2024年5月30日、2024年6月7日に提出された訂正報告書による訂正後のもの）及び四半期報告書（第61期第1四半期、提出日2024年7月12日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年9月17日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年9月17日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第60期有価証券報告書の提出日（2024年5月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2024年9月17日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2024年5月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2024年5月29日開催の当社第60期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年5月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 配当総額45,082,320円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、植村剛嗣、植村瑠美及び住吉正充を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員として、掘井尚登、阿登靖紀、久木田佳代を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人やまぶきを選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	25,578	152	-	(注) 1	可決 99.4
第2号議案			-		
植村 剛嗣	25,543	189	-	(注) 2	可決 99.2
植村 瑠美	25,579	153	-		可決 99.4
住吉 正充	25,520	212	-		可決 99.2
第3号議案					
掘井 尚登	25,574	158	-	(注) 2	可決 99.4
阿登 靖紀	25,531	201			可決 99.2
久木田 佳代	25,597	135			可決 99.5
第4号議案	25,571	161		(注) 1	可決 99.4

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2024年9月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの

野村證券株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

新たに主要株主となるもの

野村證券株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	66,632個	1.47%
異動後	505,732個	11.18%

(注)

1. 2023年2月29日現在

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 187,455株

発行済株式総数 4,691,555株

2. 2023年9月30日現在

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 170,155株

発行済株式総数 4,691,555株

3. 総株主の議決権に対する割合は小数点第三位以下を切り捨てて記載しております。

4. 大株主順位は、異動前の2024年2月29日現在の株主名簿及び異動後の2024年8月31日現在の株主名簿に基づいております。

5. なお、2024年8月29日付で、本多敏行氏（以下「本多氏」といいます。）より、大量保有報告書の変更報告書（同月28日時点の株券等保有割合11.38%）が関東財務局長に提出されておりますが、当該報告書

において、その保有株式533,700株の大半である506,000株を信用取引により保有している旨の記載があったため、当社が当該報告書の取得資金欄に記載されている証券会社のうち最も多額の取得資金の提供主体として記載されている野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対して本多氏が実質的に所有する議決権数について問い合わせたところ、当該報告書において本多氏が保有するとされる当社株式のうち野村證券の関与する信用取引に相当する部分の議決権は実質的にも野村證券が有している旨の回答を受けました。そして、当社においても、2024年8月31日現在の株主名簿により野村證券の総株主の議決権の数に対する割合が11.18%であることが確認できたことから、野村證券を主要株主として開示することとしております。

(3) 当該異動の年月日

2024年8月31日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 647,785千円
発行済株式総数 4,691,555株

(2024年9月13日提出の訂正臨時報告書)

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、2024年9月9日に主要株主の異動に関する臨時報告書を提出いたしましたが、一部記載事項に誤りが生じたので、これらに関する事項等を訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

3 訂正箇所

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	<u>66,632</u> 個	1.47%
異動後	<u>505,732</u> 個	11.18%

1. 2023年2月29日現在

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 187,455株
発行済株式総数 4,691,555株

2. 2023年9月30日現在

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 170,155株
発行済株式総数 4,691,555株

(後略)

(訂正後)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	<u>666</u> 個	1.47%
異動後	<u>5,057</u> 個	11.18%

1. 2024年2月29日現在

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 187,455株
発行済株式総数 4,691,555株

2. 2024年8月31日現在

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 170,155株
発行済株式総数 4,691,555株

(後略)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日	2024年5月30日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正 報告書	事業年度 (第60期)	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日	2024年6月7日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第61期第1四半期)	自 2024年3月1日 至 2024年5月31日	2024年7月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年5月29日

J M A C S 株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき
大阪事務所指 定 社 員 公認会計士 平野 泰久
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 藤木 真喜
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJ M A C S 株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J M A C S 株式会社の2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産数量の集計	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表において、棚卸資産（商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品）残高が1,243百万円計上されている。</p> <p>前事業年度は決算作業を行う過程で、棚卸資産の数量集計誤りによる過大計上が発見され、前事業年度の第3四半期決算の修正を行っている。また、前事業年度末の決算短信についても、後日、棚卸資産金額の修正を行っている。</p> <p>当該修正は、従来システム外で行っていた仕掛品の数量集計を、システムの数量を利用する運用へ変更した際に、数量集計に関する業務の見直しが行われず、同一コードの製品と仕掛品、または仕掛品と原材料間で生じていた数量の重複が発見されずに棚卸資産金額が過大となっていたことに伴うものである。</p> <p>この修正が財務報告に与える影響を鑑み、会社は、前事業年度の棚卸資産数量の集計についての内部統制に開示すべき重要な不備が存在すると判断している。</p> <p>当監査法人は、前事業年度の内部統制に開示すべき重要な不備が存在するとされていた勘定科目であること、及び棚卸資産数量の集計過程が複雑であることから、慎重かつ十分な監査手続を実施する必要があるため、棚卸資産数量の集計を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の実施した棚卸資産の数量集計の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚卸資産数量の集計に係る業務プロセスを理解し、内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した。 ・会社が実施した実地棚卸に立ち会い、取得したサンプルについて、後日システムから出力された在庫一覧と照合した。また、サンプルの取得は通常よりも件数を拡大した。 ・上記のシステムから出力された在庫一覧と会社で作成された在庫明細の数値が一致していることを確認した。 ・前事業年度に重複が生じていた同一コードの棚卸資産について、当事業年度においては同様の重複が生じていないことを確認した。

その他の事項

会社の2023年2月28日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年5月26日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、J M A C S 株式会社の2024年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、J M A C S 株式会社が2024年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注)2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年7月12日

JMACS株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 平野 泰久
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高田 雄介
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJMACS株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第61期事業年度の第1四半期会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、JMACS株式会社の2024年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。